

熊本県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	1.9E-1				7.0E+2		9.2E+1	796.0
2	アクリルアミド							1.1E-1	0.1
3	アクリル酸エチル							2.7E+2	269.4
4	アクリル酸及びその水溶性塩	1.0E+1						1.4E+0	11.9
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							2.7E+2	269.4
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル								
7	アクリル酸n-ブチル	4.1E+0							4.1
8	アクリル酸メチル							2.7E+2	269.4
9	アクリロニトリル							2.5E+2	250.4
10	アクロレイン		6.0E+3					9.3E+2	6,978.7
11	アジ化ナトリウム	4.4E-1							0.4
12	アセトアルデヒド		3.1E+4					5.1E+3	36,588.0
13	アセトニトリル	1.4E+2						1.1E+3	1,246.8
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル							1.4E-1	0.1
17	o-アニシジン								
18	アニリン							1.4E+0	1.4
20	2-アミノエタノール	1.1E+1			2.8E+4			1.4E+4	42,160.3
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					1.8E+3	3.9E+1		1,828.1
23	p-アミノフェノール							4.6E-2	0.0
24	m-アミノフェノール							2.1E-2	0.0
25	メトリブジン					5.0E+1			50.0
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							4.0E+0	4.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(アルキル基の炭素数が10から 14までのもの及びその混合物に限る)	4.7E+2			1.9E+5			2.9E+4	219,026.1
31	アンチモン及びその化合物	3.8E-1						1.8E+2	177.7
33	石綿								
34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシ クロヘキシル=イソシアネート								
36	イソブレン							7.0E+3	7,029.5
37	ビスフェノールA	4.8E+0						1.8E+0	6.6
40	ピフェナゼート					5.2E+2			520.0
41	フルトラニル					5.8E+3			5,754.0
46	キザロホップエチル					3.5E+1			35.0
47	ブタミホス					9.7E+2			972.0
48	E P N					3.0E+3			3,000.0
49	ペンディメタリン					2.1E+3			2,108.2
50	モリネート								
51	2-エチルヘキササン酸							9.4E-4	0.0
52	アラニカルブ					8.8E+2			880.0
53	エチルベンゼン	5.9E+4	7.9E+4	6.0E+4				3.1E+4	228,336.7
54	ホスチアゼート					4.4E+3			4,363.5
56	エチレンオキシド	2.2E+2						2.3E+3	2,557.7
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	5.5E+2		1.8E+2				5.6E+1	783.3
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	1.2E+1						1.7E+1	29.4
59	エチレンジアミン							7.6E+1	75.8
60	エチレンジアミン四酢酸	2.3E+1			2.1E+2			3.9E+2	621.0
61	マンネブ					2.8E+4			27,950.0
62	マンコゼブ					1.7E+5			169,988.5
63	ジクアドジプロミド					4.4E+3			4,373.8
64	エトフェンブロックス					6.0E+3	1.0E+2		6,102.1
69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテ								
70	エマメクチン安息香酸塩					8.8E+1			88.3
71	塩化第二鉄	4.1E-2							0.0

熊本県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
73	1-オクタノール							1.2E-1	0.1
75	カドミウム及びその化合物							3.7E+0	3.7
76	ε -カプロラクタム							1.1E-2	0.0
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	7.5E+4	2.9E+5	8.6E+4				1.3E+5	582,581.2
81	キノリン								
82	銀及びその水溶性化合物	1.7E+0						1.3E+1	14.3
83	クメン	8.7E+1						4.0E+2	489.0
84	グリオキサール							1.9E-1	0.2
85	グルタルアルデヒド	8.0E+0						1.4E+3	1,391.0
86	クレゾール							8.5E+1	85.4
87	クロム及び3価クロム化合物	6.7E-1						4.3E+1	43.7
88	6価クロム化合物	3.6E+0		1.6E+2					165.8
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					2.1E+3			2,074.9
91	シアナジン					2.0E+2			200.0
92	トルフェンピラド					1.6E+3			1,590.0
93	メトラクロール					1.4E+3			1,385.8
94	塩化ビニル								
95	フルアジナム					2.9E+3			2,917.0
96	ジフェノコナゾール					1.4E+2			140.0
98	クロロ酢酸							1.5E-3	0.0
99	クロロ酢酸エチル								
100	ブレチクロール					4.6E+3			4,578.1
101	アラクロール					1.6E+3			1,590.0
103	HCFC-142b							1.4E+4	14,210.6
104	HCFC-22							1.9E+5	190,053.3
108	メコプロップ					8.2E+2			820.0
113	シマジン					8.8E+2			880.0
114	インダノファン					1.8E+2			184.4
115	フェントラザミド					1.3E+3			1,311.0
116	ヘキシチアゾクス					2.0E+1			20.0
117	テブコナゾール					1.5E+3	6.4E+1		1,600.4
118	マイクロブタニル					1.4E+2			143.0
119	フェンブコナゾール					2.2E+1			22.0
121	p-クロロフェノール								
123	塩化アリル								
124	クミルロン					3.0E+1			30.0
125	クロロベンゼン	3.7E+1						1.6E+3	1,605.6
126	CFC-115							7.8E+2	779.1
127	クロロホルム	2.8E+2						4.6E+2	742.4
132	コバルト及びその化合物	6.3E+0						2.3E+2	238.0
133	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	3.3E+2						4.3E-2	325.6
134	酢酸ビニル							3.5E+2	351.5
136	サリチルアルデヒド							9.7E-3	0.0
137	シアナミド					3.7E+1			37.0
138	ジクロシメット					4.8E+1			48.0
139	トラロメトリン					7.0E+0	9.9E+0		16.9
140	フェンプロパトリン					3.9E+2	1.5E+1		400.1
141	シモキサニル					1.2E+3			1,194.0
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	1.5E+1						3.2E+2	337.1
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール							4.8E-2	0.0
146	ピリミホスメチル					8.9E+2			893.0
147	チオベンカルブ					5.6E+3			5,568.0
148	カフェンストロール					1.5E+3			1,455.8
150	1,4-ジオキサン	1.9E+1						5.5E+2	565.7

熊本県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					8.3E+3			8,312.8
153	テトラメリン						3.7E+2		366.9
154	シクロヘキシルアミン							9.0E+0	9.0
157	1,2-ジクロロエタン	2.0E+1						1.6E+0	22.0
161	CFC-12							1.4E+4	13,521.9
162	プロピザミド					5.0E+2			500.0
164	HCFC-123							2.3E+3	2,314.3
168	イブロジオン					1.7E+1			17.0
169	ジウロン					3.6E+2		1.4E+1	374.4
170	テトラコナゾール					1.2E+1			11.6
171	プロピコナゾール					2.8E+2			275.0
172	オキサジクロメホン					5.4E+2			543.7
174	リニューロン					1.5E+3			1,507.3
175	2,4-D					2.4E+3			2,391.4
176	HCFC-141b							2.8E+4	28,426.2
178	1,2-ジクロロプロパン							1.4E+0	1.4
179	D-D					4.0E+5			401,607.5
181	ジクロロベンゼン						7.1E+2	1.6E+5	159,428.0
182	ピラゾキシフェン					4.9E+3			4,862.0
183	ピラゾレート					8.2E+3			8,206.0
184	ジクロベニル					1.1E+3			1,134.6
185	HCFC-225							3.4E+3	3,424.3
186	塩化メチレン	1.2E+4						3.8E+0	11,931.8
187	ジチアノン					5.5E+3			5,544.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン							8.9E+1	89.0
190	ジシクロペンタジエン								
191	イソプロチオラン					3.7E+3			3,688.0
193	エチルチオメトン					6.4E+3			6,396.0
194	ホサロン					3.5E+1			35.0
195	プロチオホス					4.5E+2			454.0
196	メチダチオン					1.4E+4			14,200.0
197	マラソン					2.3E+3			2,277.0
198	ジメトエート					2.9E+2			289.0
200	ジニトロトルエン								
202	ジビニルベンゼン							5.8E-7	0.0
203	ジフェニルアミン							1.3E-2	0.0
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン							4.0E+0	4.0
206	カルボスルファン					1.0E+2			104.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	3.1E+0					1.1E+1	1.5E+2	167.8
209	ジプロモクロロメタン							4.0E+2	401.7
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド							6.3E+2	633.2
211	ハロン-2402								
212	アセフェート					5.3E+3			5,310.0
213	N,N-ジメチルアセトアミド	7.9E+1						2.3E+2	304.5
216	N,N-ジメチルアニリン							6.4E-1	0.6
217	チオシクラム					3.0E+2			300.0
218	ジメチルアミン	2.8E+1						1.5E+0	29.6
221	ベンフラカルブ					1.0E+3			1,009.0
222	フェノチオカルブ					1.4E+2			140.0
224	N,N-ジメチルドデシルアミン = N-オキシ	1.5E+1			1.6E+4			1.1E+2	16,259.9
225	トリクロロホン					4.5E+3	9.4E+0		4,525.4
227	バラコート					3.1E+3			3,080.0
229	チオファネートメチル					9.3E+3			9,344.2
231	o-トリジン								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	1.8E+2							180.4
233	フェントエート					5.1E+3			5,055.0

熊本県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
234	臭素								
236	アイオキシニル					5.1E+2			510.0
237	水銀及びその化合物	2.4E+0						4.0E+1	42.4
239	有機スズ化合物	2.5E-1							0.3
240	スチレン	1.6E+3	2.5E+4	1.6E+0				1.6E+3	28,512.6
242	セレン及びその化合物							1.5E+2	150.2
243	ダイオキシン類							5.3E+2	532.5
244	ダゾメット					1.1E+5			112,014.0
245	チオ尿素							6.7E+1	67.2
248	ダイアジノン					9.8E+3	7.3E+0		9,766.3
249	クロルピリホス					2.6E+3			2,608.0
250	イソキサチオン					1.3E+3			1,282.0
251	フェントロチオン					8.4E+3	5.5E+2		8,976.8
252	フェンチオン					1.5E+3	1.2E+2		1,588.7
253	プロフェノホス					8.0E+1			80.0
254	イプロベンホス					3.9E+2			391.0
255	デカブロモジフェニルエーテル								
256	デカン酸							9.7E-4	0.0
257	デカノール							2.3E+4	22,755.0
258	ヘキサメチレンテトラミン							6.4E+3	6,428.7
259	ジスルフィラム	4.6E+1							46.0
260	クロロタロニル					1.1E+4			11,001.0
261	フサライド					5.5E+3			5,486.5
262	テトラクロロエチレン	3.0E+3						1.6E-1	2,969.7
266	テフルトリン					3.8E+2			376.5
267	チオジカルブ					2.2E+3			2,202.5
268	チウラム	5.6E+1				2.7E+3			2,769.1
270	テレフタル酸								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	1.2E-1				4.8E+1		2.3E+2	276.8
273	n-ドデシルアルコール							3.7E+1	37.0
275	ドデシル硫酸ナトリウム	1.3E+2			2.9E+4			4.5E+3	33,506.4
276	テトラエチレンペンタミン								
277	トリエチルアミン	6.7E+0						4.1E+1	47.3
278	トリエチレンテトラミン	1.0E+0							1.0
281	トリクロロエチレン	2.9E+3						1.3E-1	2,901.4
282	トリクロロ酢酸	2.1E+0						1.7E+1	18.8
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					2.3E+5			227,466.8
286	トリクロピル					4.2E+2			417.0
288	CFC-11							1.7E+4	16,541.6
291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)- 1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリ							5.5E+1	54.6
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					4.0E+3			3,996.7
294	2,4,6-トリプロモフェノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1.4E+4	1.8E+3					2.3E+3	18,505.5
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	7.5E+3	2.7E+4	2.2E+3				3.6E+3	40,291.3
298	トリレンジイソシアネート							6.4E-6	0.0
299	トルイジン							3.4E-5	0.0
300	トルエン	1.0E+5	4.6E+5	6.7E+4				3.5E+4	668,012.9
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	7.5E+0						4.2E+3	4,231.2
305	鉛化合物	1.3E+1		7.3E+2				6.4E+1	806.5
308	ニッケル							5.1E+1	50.7
309	ニッケル化合物	2.5E+0						1.0E+3	1,004.0
312	o- ニトロアニリン								
318	二硫化炭素							2.7E-2	0.0
319	n-ノニルアルコール								

熊本県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
321	バナジウム化合物							1.3E+2	132.3
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド								
323	シメトリン					3.6E+1			36.0
325	オキシシン銅					3.5E+3			3,526.0
326	クロフェンチジン								
328	ジラム					5.6E+2			563.6
329	ポリカーバメート					1.8E+3		8.0E+2	2,568.6
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル) = ペルオキシド							7.2E-2	0.1
331	カズサホス					3.0E+2			303.0
332	砒素及びその無機化合物							1.8E+1	18.5
333	ヒドラジン	1.8E+1						8.7E+2	887.2
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル							1.5E+0	1.5
336	ヒドロキノ	6.5E-1						6.0E+2	596.4
340	ビフェニル							6.2E+0	6.2
341	ビペラジン							9.4E+1	94.2
342	ピリジン							3.9E+1	39.0
343	カテコール							5.8E+0	5.8
346	2-フェニルフェノール							2.5E+2	253.4
348	フェニレンジアミン							3.6E-2	0.0
349	フェノール	5.9E+0						6.3E-1	6.5
350	ペルメトリン					2.1E+2	2.9E+2		499.3
351	1,3-ブタジエン		2.8E+4					1.7E+3	29,744.6
354	フタル酸ジ-n-ブチル	5.9E+1		7.2E+2				8.1E+1	861.8
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	5.8E+1		1.3E+1				1.3E+1	84.0
357	ブプロフェン					1.1E+4			10,996.5
358	テブフェノジド					2.8E+3			2,819.0
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテ								
360	ベノミル					4.6E+3			4,610.0
361	シハロホップブチル					6.8E+2			677.4
362	ジアフェンチウロン					5.0E+1			50.0
363	オキサジアゾン					3.3E+2			328.0
364	フェンピロキシメート					4.3E+2			426.0
366	tert-ブチル = ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール								
369	プロパルギット					5.3E+2			534.0
370	ピリダベン					2.0E+3			1,970.0
371	テブフェンピラド					9.0E+1			90.0
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	2.5E+2						2.4E+4	23,867.1
376	ブタクロール					5.2E+2			524.5
377	フラン								
378	プロピネブ					2.0E+3			2,030.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	ブromoジクロロメタン							1.7E+2	170.7
382	ハロン-1301								
383	プロマシル					1.8E+2			183.3
384	1-ブromoプロパン							1.4E+1	13.8
385	2-ブromoプロパン								
386	臭化メチル					6.2E+4			62,375.5
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム = クロリド	2.0E+1			1.2E+3			1.4E+2	1,338.5
390	ヘキサメチレンジアミン							8.1E-3	0.0
391	ヘキサメチレン = ジイソシアネート								
392	n-ヘキサン	3.8E+4	4.9E+3					2.3E+3	44,871.2
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物							2.7E+1	27.1

熊本県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	4.5E+0							4.5
398	塩化ベンジル							4.8E-2	0.0
399	ベンズアルデヒド		8.9E+3					4.7E+2	9,405.4
400	ベンゼン	1.5E+3	1.2E+5					2.1E+4	143,397.3
402	メフェナセツ					4.8E+3			4,794.8
403	ベンゾフェノン							2.4E-2	0.0
405	ほう素化合物	6.4E+1					2.3E+1	5.0E+4	49,933.0
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	2.2E+3			4.4E+5			3.1E+4	474,910.6
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	1.7E+1			9.3E+3			2.4E+3	11,755.4
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	1.1E+2			4.5E+4			1.7E+4	62,916.8
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	3.1E+2			5.7E+3			1.3E+4	18,813.7
411	ホルムアルデヒド	1.3E+3	8.4E+4					6.7E+3	92,227.1
412	マンガン及びその化合物	8.4E-2						5.0E+1	50.5
413	無水フタル酸							8.2E-4	0.0
414	無水マレイン酸							7.3E-2	0.1
415	メタクリル酸	1.6E+0						1.4E+1	15.5
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル							6.5E-8	0.0
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル								
419	メタクリル酸n-ブチル							3.6E-1	0.4
420	メタクリル酸メチル							1.3E+2	128.5
422	フェリムゾン					7.8E+3			7,843.0
423	メチルアミン							7.9E-3	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					6.0E+2			600.0
427	カルバリル					9.0E+2	2.0E+2		1,100.5
428	フェノブカルブ					5.1E+3	3.9E+2		5,470.9
429	ハロスルフロンメチル					6.1E+1			60.7
430	インドキサカルブ					2.5E+1			25.0
431	アゾキシストロビン					1.2E+3			1,183.6
432	アミトラズ					5.0E+2			500.0
433	カーバム								
434	オキサミル					2.0E+2			196.8
435	ピリミノバックメチル					4.1E+1			40.5
436	α -メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	2.3E+3					3.6E+1	1.1E+3	3,363.3
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド							6.9E-1	0.7
442	メプロニル					3.0E+3			3,027.0
443	メソミル					5.6E+3			5,585.0
444	トリフロキシストロビン					1.8E+1			17.6
445	クレソキシムメチル					4.5E+3			4,513.0
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	3.8E+2							380.4
449	フェンメディファム								
450	ピリブチカルブ					1.4E+3			1,396.1
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	4.7E+0						2.5E-2	4.8
453	モリブデン及びその化合物	2.2E+1						5.0E+2	526.3
455	モルホリン	1.1E+1						6.2E+1	73.1
456	りん化アルミニウム					1.7E+2			165.0
457	ジクロルボス						1.3E+3		1,298.9
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							4.4E-1	0.4
460	りん酸トリトリル							4.4E-4	0.0

熊本県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	合計
461	りん酸トリフェニル							1.3E+1	12.6
462	りん酸トリ-n-ブチル							8.6E-3	0.0
合 計		3.3E+5	1.2E+6	2.2E+5	7.7E+5	1.3E+6	4.2E+3	9.2E+5	4,670,194.9

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)船舶からの排出は含まれていません。